



# 山形県公報

平成29年2月28日(火)

号 外 (9)

## 目 次

### 条 例

- 山形県再生可能エネルギー等導入促進事業等基金条例の一部  
を改正する条例…………… (エネルギー政策推進課) … 2
- 山形県安心こども基金条例の一部を改正する条例…………… (子育て支援課) … 同

### この号で公布された条例のあらまし

- ◇ 山形県再生可能エネルギー等導入促進事業等基金条例の一部を改正する条例 (県条例第1号) (エネルギー政策推進課)
  - 1 題名を山形県再生可能エネルギー発電設備等維持管理等基金条例に改めることとした。(題名関係)
  - 2 基金の設置目的及び名称を変更することとした。(第1条関係)
  - 3 平成28年度に限り、基金に積み立てるため国から交付を受けた資金の一部に相当する額を返還するための経費に充てる場合に基金を処分することができることとした。(附則第2項関係)
- ◇ 山形県安心こども基金条例の一部を改正する条例 (県条例第2号) (子育て支援課)
  - 1 基金の設置期間を平成30年3月31日まで延長することとした。(附則第2項関係)
  - 2 平成28年度に限り、基金に積み立てるため国から交付を受けた資金の一部に相当する額を返還するための経費に充てる場合に基金を処分することができることとした。(附則第3項関係)

## 条 例

山形県再生可能エネルギー等導入促進事業等基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成29年 2月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県条例第 1 号

#### 山形県再生可能エネルギー等導入促進事業等基金条例の一部を改正する条例

山形県再生可能エネルギー等導入促進事業等基金条例（平成24年 2月県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山形県再生可能エネルギー発電設備等維持管理等基金条例

第 1 条中「並びに当該事業」を削り、「山形県再生可能エネルギー等導入促進事業等基金」を「山形県再生可能エネルギー発電設備等維持管理等基金」に改める。

附則を附則第 1 項とし、附則に次の 1 項を加える。

- 平成28年度に限り、第 6 条の規定にかかわらず、基金は、基金に積み立てるため国から交付を受けた資金（その運用から生じた収益を含む。）の一部に相当する額を国に返還するための経費に充てる場合に、処分することができる。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県安心こども基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 2月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県条例第 2 号

#### 山形県安心こども基金条例の一部を改正する条例

山形県安心こども基金条例（平成21年 2月県条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 項に見出しとして「（施行期日）」を付す。

附則第 2 項に見出しとして「（この条例の失効）」を付し、同項中「平成29年 3月31日」を「平成30年 3月31日」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

（処分の特例）

- 平成28年度に限り、第 6 条の規定にかかわらず、基金は、基金に積み立てるため国から交付を受けた資金（その運用から生じた収益を含む。）の一部に相当する額を国に返還するための経費に充てる場合に、処分することができる。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。